

平成29年労第420号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日にCクリニックを受診し「抑うつ反応」と診断され、平成○年○月○日、D病院を受診し「うつ状態」と診断された。
- 3 請求人は、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は業務上の事由によるものと認め、これらを支給する旨の処分をした。
- 4 本件は、請求人が平成○年○月○日以降の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）していると判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件疾病は平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したとして、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法上の治癒（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上の一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書理由に記載されているとおりである。

(2) 請求人の治療状況をみると、平成〇年〇月〇日に治療を開始し、以後、継続して療養をしていたことが認められる。E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日の診察時点で精神病エピソードはほぼ消去しており、以降も精神病エピソードはほぼ認められず、慢性的な無為自閉、意欲低下、心気症などの症状が主となっていることなどに照らし、平成〇年〇月〇日に治癒と判断したと述べている。同医師は、平成〇年から平成〇年までの〇年間の傷病の状態等に関する報告において、請求人の症状をほぼ固定としており、十分な期間の経過をみた上で最終的な判断に至ったとみられ、当審査会としても同医師の意見は妥当であると判断する。

(3) 一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け面談録取書において、平成〇年から請求人に、統合失調症様症状が出現してきた旨、言及しているので、この点について、念のため検討すると、非器質性精神障害は、業務による心理的負荷を取り除き、適切な治療を行えば、長くても2年から3年の治療により完治するのが一般的であるところ、請求人は平成〇年〇月〇日以降、休業して治療を継続していたのであり、業務から離れ5年間以上も経過した後の精神障害の症状の変化に業務上の事由が影響を与えた可能性は低く、当審査会としては、治癒を変更する事由に該当しないと判断する。

(4) F病院の診療録における平成〇年〇月〇日付け診察記事には、療養中の請

求人が無保険無車検の車を運転中に追突事故を起こし、相手方に怪我を負わせ、免許を取り消された旨が記載されている。さらに、平成〇年〇月〇日付け看護記録には、請求人が冬囲いを外す作業中に踵の骨を複雑骨折し、入院した旨、記載されている。これらの業務外の出来事の心理的負荷が請求人の症状に影響した可能性も否定できない。

(5) 以上のことから、当審査会としては、請求人の精神障害の状態とE医師の所見等に照らし、請求人の精神障害は、遅くとも平成〇年〇月〇日には治癒（症状固定）の状態に至っていたものと判断する。

(6) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同月〇日付け陳述書において、労働基準監督署担当者から労災保険給付が再認定されることになった旨の説明を受けたことを契機として本件請求をした旨を主張するも、上記結論を左右するものではない。また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものを見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。